

挑みつづける、変わらぬ意志で。



パートナーシップ構築宣言の実効性向上に向けたお願い

エネルギー・原材料価格の高騰、人手不足など、外部環境の変化が加速しています。こうした環境のもと、わが国経済の成長を実現するためには、以下の項目の実現が不可欠です。

- 新たな付加価値の創造による「成長」
- 公正・適正な取引や賃上げを含む人への投資による「分配」の好循環の実現

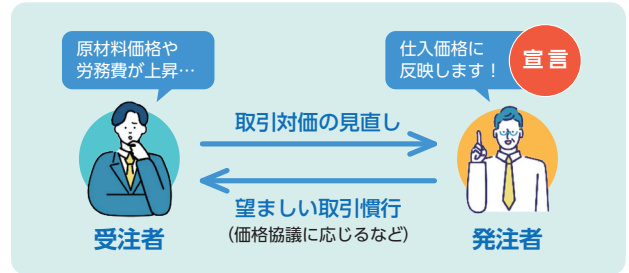
このような中、本年1月に経済三団体として「パートナーシップ構築宣言の実効性向上」に向けた要請を公表しました。ぜひ以下要請内容の取り組みの実施と、周知にご協力をお願いします。

要請文
全文



パートナーシップ構築宣言とは

「発注者」側の立場から企業の代表者名で、取引先とのパートナーシップを強化するなどの「新たな共存共栄関係の構築」を宣言（コミット）するものです。



宣言
内容例

- 適正な取引価格の実現
- 下請代金の支払条件改善
- 新たなパートナーシップ、規模・系列を超えた連携

適正価格で公正な取引にご協力ください

3月の価格交渉促進月間を通じて適切な価格転嫁の実現を

パートナーシップ構築宣言の実効性向上に向けては、経営者が先頭に立ち、宣言内容の実行と取引先への周知・徹底を図ることが重要となります。政府でも、価格交渉が頻繁に行われる時期である3月と9月を「価格交渉促進月間」と定め、受注者と発注者の価格交渉、ひいては価格転嫁を促進しています。原材料価格やエネルギー価格、労務費などの上昇分を、下請中小企業が適切に取引先に価格転嫁できるよう、以下の対応をお願いします。

皆様に対応いただきたい内容

- 宣言を直接の取引先を通じて、その先の取引先への働きかけ（「Tier N」から「Tier N+1」へ）
- 宣言の趣旨および自社の宣言内容を、自社調達部門などの取引現場へ浸透・徹底するとともに、取引先へ明示

発注時に対応いただきたい内容

- 受注者のコスト上昇分について、積極的に価格協議に応じるとともに、取引対価へ円滑に反映
- 約束手形の利用をできるだけ廃止し現金で支払い、特に下請取引においては、60日以内の支払いを徹底

！ ※現在、価格転嫁や価格協議の実施状況が良好でない個別の発注者の経営者に対し、事業所管省庁から下請中小企業振興法に基づく「指導・助言」による注意喚起等が行われています。
※独占禁止法上の優越的地位の濫用に係る緊急調査の結果、複数の取引先に対して明示的な協議なき価格据置が確認された13社については、社名も公表されました。（情報提供を図る目的であり、独禁法・下請法等に違反すること、またはその恐れを認定したものではありません。）

受注時に対応いただきたい内容

- コスト増加分の価格転嫁に向けて、取引先と価格交渉の実施
- 中小企業庁からの協力要請があった場合、発注者との価格交渉の状況を把握する「フォローアップ調査」ならびに、下請けGメンのヒアリングへの協力

活用できる施策

適正取引講習会

下請法への正しい知識や価格交渉、価格転嫁のノウハウが学べるオンライン講習会



下請かけこみ寺

取引上の悩みに、相談員や弁護士が無料で相談に応じています

